

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ()は加重倍率	コメント
提案内容に関する評価	100			
業務目的の理解度	10			
受託に必要な基本的知識	10			
提案内容の実現性	20		(×2)	
提案内容の独自性	10			
データ収集・分析能力	10			
スケジュール管理	10			
情報管理について	10			
業務報告について	20		(×2)	
業務実施方針及び手法に関する評価	30			
実施方針の妥当性	20		(×2)	
実施手法の妥当性	10			
実施体制に関する評価	20			
従事スタッフの構成・人数など	10			
類似業務の受託実績	10			
費用に関する評価	10			
総事業費の見積について	10			
小計	160			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	171	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
提案内容に関する評価	100		
業務目的の理解度	10		業務目的、業務内容に対する正確な把握
受託に必要な基本的知識	10		業務目的の達成に必要な知識が備わっているか
提案内容の実現性	20	(×2)	提案内容について、具体的かつ実現可能な内容が提案されているか
提案内容の独自性	10		提案内容について、企業の独自性が提案されているか
データ収集・分析能力	10		的確な調査または、調査データに基づく横浜経済の特性や今後の施策検討を分析する能力が備わっているか
スケジュール管理	10		具体的かつ実施可能なスケジュールが設定されているか
情報管理について	10		業務実施により知り得た企業の情報について、守秘義務を徹底し管理体制が整備されているか
業務報告について	20	(×2)	・わかりやすいフィードバック資料の作成方針が示されているか ・今後の施策検討をする際に活用できるような具体的かつ実現可能な提案となっているか
業務実施方針及び手法に関する評価	30		
実施方針の妥当性	20	(×2)	業務の遂行、達成において妥当な方針となっているか
実施手法の妥当性	10		業務の遂行、達成において妥当な実施手法となっているか
実施体制に関する評価	20		
従事スタッフの構成・人数など	10		業務遂行に十分な人数とその構成になっているか
類似業務の受託実績	10		類似分野での活動実績や、受託に必要な能力を備えるに十分な実績があるか
費用に関する評価	10		
総事業費の見積について	10		概算業務価格(上限)に対し、人件費、事務費等の積算が妥当か
小計	160		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	171	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。